

かなりや教室の見直しについて

1 現状と課題及び見直し内容

【現状と課題】

- ◆かなりや教室とは、発達に特性を持つことがうかがえる未就学児を対象に、日常生活動作の習得や社会性の発達支援を目的とした通所訓練を実施する教室。ひたちなか市社会福祉協議会で実施
- ◆早期の発達支援を望む保護者が増加傾向にある中、かなりや教室の現在のシステムではそのニーズに対応することが難しい

【見直し内容】

- ◆かなりや教室は「発達に特性を持つことがうかがえる未就園児」に対して、療育的支援（発達支援）と家族支援（相談による支援）を行う
- ◆みんなのみらい支援室は「発達に特性を持つことがうかがえる就園児」に対して、療育的支援（発達支援）・就園先との連携支援・家族支援（相談による支援）を行う

<見直し前>

		未就園	就園	就学
発達 うに か特 が性 えを 持 つ こ と が	医療未受診 ・経過観察	かなりや教室		みんなのみらい 支援室巡回相談
	医師等の 診断有り	児童発達支援（放デイ）・医療のリハビリ		

<見直し後>

		未就園(a)	就園 (b)	就学
発達 うに か特 が性 えを 持 つ こ と が	医療未受診 ・経過観察 (A)	かなりや 教室	みんなのみらい 支援室親子教室	みんなのみらい 支援室巡回相談 【強化】
	医師等の 診断有り (B)	児童発達支援（放デイ）・医療のリハビリ		

2 発達に特性を持つことがうかがえる就園児に対する発達支援

医療未受診又は経過観察の就園児 【上記見直し後図 (A)(b)】

【支援機関】 みんなのみらい支援室

【支援内容】 療育的支援（発達支援）・就園先との連携支援・家族支援（相談による支援）

- ①療育的支援：作業療法士等による親子教室（発達状況に応じた個別支援）【新規】
体幹を使った運動や発達を促す日常動作等を作業療法士と親子で学ぶ教室
- ②就園先との連携支援：臨床発達心理士等による巡回相談（集団生活での支援）【強化】
就園先へ臨床発達心理士等が伺い、お子さんの集団での状況を観察し、支援方法などを検討・助言（希望制）
- ③家族支援：臨床発達心理士等の相談員による個別相談【強化】

医師の診断や児童相談所の判定を受けた就園児 【上記見直し後図 (B)(b)】

【支援機関】 児童発達支援事業所等及び相談支援事業所（障害児福祉サービス事業所）

【支援内容】 児童の発達状況に応じた支援利用計画に基づき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を実施

※上記支援に加え、下記支援も受けることができる

・医療機関でのリハビリ等 ・みんなのみらい支援室における上記②・③の支援

3 見直し時期

令和4年度から見直し後の体制へ

【令和4年度経過措置】

現在かなりや教室に通所しており令和5年度に就学を迎える児童に対する支援は、かなりや教室で実施